不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>被保険者証の返還命令</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>国民健康保険法第９条第３項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>いきいき健康部国保年金課保険税賦課係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処
分
基
準</td><td>関　係　条　項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>法第９条第３項の規定による。
３　市町村は、保険料を滞納している世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限り、その世帯に属する全ての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第１１７号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（第６項及び第８項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる世帯主を除く。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。

国民健康保険の保険料（税）を滞納している世帯主等に対する措置の取扱いについて（平成１２年３月２８日保険発第４１号)参照</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２７年４月１日設定（令和４年１０月１日最終変更）</td></tr>
</table>